

## 学生緊急経済支援制度の申請等に関するよくある質問

Q1.申請事由①「申請できる災害等の罹災」とは？	A1.地震、台風、水害等の災害により自家または自家の店舗が全壊・全焼・全部浸水・半壊・半焼・一部損壊等になった場合に、自治体の発行する罹災証明書の被害内容に応じて給付対象となります。
Q2.家計支持者とは？	A2.家計を主として支えている人（両親が働いている場合、例えば、父が家計支持者の家庭で、死亡された方が従たる家計支持者の母であった場合は、本制度の対象となりません）。
Q3.申請事由③「高度な身体の機能障害」とは？	A3.高度な身体の機能障害により、従来の家計収入が全く絶たれた、または半減した場合を指します。病気や身体の機能障害により、医療費等に高額の出費を必要とした場合も申請事由となります。 ※高額な医療費に関しては、学生課奨学金係にご相談ください。
Q4.申請事由④「倒産・失職等」とは？	A4.雇用保険受給資格者証の離職理由コード（P.2 別表参照）が、非自発的失業（会社都合による）に該当し（会社が作成した解雇通知もしくは退職証明書等の提出が必要）、従来の家計収入が全く絶たれた、または半減した場合を指します。 ※定年退職や早期退職等自己都合による場合は対象となりません。
Q5.留学生は申請できるか？	A5.申請可能です。
Q6.入学前に事由が発生した場合は？	A6.対象外です。在学中の事由発生のみ対象です。
Q7.申請は1回のみですか？	A7.原則1回限りです。
Q8.申請に必要なものは？	A8.TKU ポータルでご連絡します。 事前に準備できるものとしては、住民票（家族構成のわかる世帯全員分）、申請事由の証明書類、家計支持者を含めた父母の収入の証明書類（急変前と急変後）です。

(別表) 雇用保険受給資格者証記載の離職理由コード

●「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、学生緊急経済支援制度の対象とはなりません。

11	(1A)	解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12	(1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	(2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	(2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23	(2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31	(3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	(3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	(3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34	(3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

※ 「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。